

国会関係用語集

国土交通省 大臣官房

総務課 連絡調整係

この用語集は、できる限り法令等に基づいて作成していますが、
一部担当職員の経験に基づいた認識による記載もありますので、
取り扱いには十分ご注意願います。

目次

- 【あ行】P1～
 - 委員会
 - 委員（会）室
 - 委員長室
 - 委員長提案
 - 委員長報告
 - 委員部
 - 委嘱審査
 - 一気通貫
 - 一般質疑
 - お経 →趣旨説明・質疑
- 【か行】P3～
 - 開会式
 - 会期
 - 外交演説 →施政方針演説
 - 会派
 - 回付
 - 閣法（内閣提出法案）
 - 片道方式
 - カンバン
 - 議員会館
 - 議運（議員運営委員会）
 - 議食（議員食堂）
 - 議事妨害
 - 議法（議員立法、議員提出法案）
 - 基本的質疑
 - 記名採決
 - 議面（議員面会所）
 - QT（国家基本政策委員会合同審議会）
 - 議了
 - 議連（議員連盟）
 - 緊急上程
 - 禁足
 - 組み替え動議
 - 経済演説 →施政方針演説
 - 継続調査 →閉会中審査
 - 公聴会
 - 公明党部会長会議
 - 公明党中央幹事会
 - 国対（国会対策委員会）
 - 国会情報
 - 国会バッジ（公務員記章）
 - 国会連絡室
- 【さ行】P14～
 - 財政演説 →施政方針演説
 - サロン（議サロ、議長応接室）
 - 参考人質疑
 - 参法（参議院議員提出法案）
 - 施政方針演説
 - 質疑通告
 - 質問要旨
 - 質問取り（問（もん）取り）
 - 自民党政調審議会
 - 自民党総務会
 - 自民党本部
 - 修正案 →議法
 - 集中審議
 - 衆法（衆議院議員提出法案）
 - 重要広範議案
 - 趣旨説明・質疑
 - 常会（通常国会）
 - 常任委員会
 - 所信表明演説 →施政方針演説
 - 政府参考人
 - 政府特別補佐人
 - 政府4演説 →施政方針演説
 - 総括質疑

目次

【た行】P21～

- 代表質問 →施政方針演説
- 調査室
- 通告 →質疑通告
- 吊るし →趣旨説明・質疑
- 提案理由説明
- 定足数
- 定例日
- 党議拘束
- 党首討論 →QT
- 討論
- 特別委員会
- 特別会（特別国会）

【な行】P24

- 内総（内閣総務官室）

【は行】P24～

- バッター表
- 日切れ法案、日切れ扱い法案
- 雞壇
- 部会 →自民党政調審議会
- 不信任決議
- 附帯決議
- 分科会
- 分館
- 閉会中審査（継続調査）
- 別館
- 本館

【ま行】P28

- 問責決議 →不信任決議
- 問（もん）取り →質問取り

【や行】P28～

- 与理想（与党理事懇談会）
- 与野国（与野党国対委員長会談）
→国対

【ら行】P29～

- 理事、理事会、理事懇（理事懇談会）
- 両院協議会
- 臨時会（臨時国会）
- 連合審査会
- 連絡室 →国会連絡室

【あ行】

○委員会：いいんかい

衆参両院の意思決定は、それぞれの本会議において議決されるが、議員全員で構成されている本会議を能率的に運用するために、予備的な審査機関として設けられているもの。委員会には常任委員会と特別委員会の2種類があり、特別委員会は国会が開かれるたびに本会議で設置の議決をする必要がある。

各委員会には定例日があるが、年度末、会期末など急を要するときには定例日にとらわれることなく開催される。開催日時については、各委員会内の理事会、理事懇（→理事、理事会、理事懇）において協議され、決定する。

なお、予算委員会、決算委員会、特別委員会等は定例日がなく、随時開催されることとなる。

（参考）国土交通委員会の定例日

衆議院：火、水、金

参議院：火、木、（金）※予備日

○委員（会）室：いいん（かい）しつ

本館（国会議事堂）や分館にある委員会を行う部屋。衆議院は委員室、参議院は委員会室という。

○委員長室：いいんちょうしつ

常任委員長、特別委員長が執務を行うための部屋。議員運営委員会（議運委）以外の委員長室は、衆議院は第一議員会館の2階、参議院は議員会館の2階にある。委員会理事懇談会（理事懇）は委員長室で開かれる場合が多い。議運委員長室、衆参とも本館（国会議事堂）の2階にあり、参議院は議運委員長室で理事会、理事懇を行うが、衆議院は委員長室とは別に議運委理事会室があり、そこで理事会、理事懇を行う。

○委員長提案：いいんちょうていあん

委員会は、その所管する事項について法案を提出することができる。その場合、委員長が法案提出者となる（国会法 50 条の2）ので、委員長提案と

呼ばれている。この場合、委員会としての発議となることから、委員会の採決（可決）＝国会提出となる。

○委員長報告：いいんちょうほうこく

本会議で法案等の採決（議了処理）を行う際、採決の前に当該法案等が付託された委員会での審査の経過（主な質疑内容）、採決結果を当該委員会の委員長が登壇し、口頭で報告を行うこと。

○委員部：いいんぶ

委員長を補佐して、委員会、理事会、理事懇の事務的な処理を行う衆議院、参議院の事務局（国家公務員）。委員会ごとに担当が分かれており、国土交通委員会については、衆議院は委員部第7課国土交通委員会担当、参議院は委員部第8課国土交通委員会担当であるが、いずれも国土交通委員部と呼んでいる。

委員部は、委員長や理事間の意見調整を行い、委員会等の日程を調整したり、委員会等の開催日時の各委員、関係各所への連絡等を行っている。

また、質疑通告（→質疑通告）の連絡は、質疑者の会館事務所から委員部を経由して関係省庁の国会連絡室（控室）へ連絡することになっている。たまに会館事務所から直接関係省庁に連絡が入る場合があるが、あくまで委員部からの連絡が正式な質疑通告となる。

○委嘱審査：いしょくしんさ

参・予算委員会が、審査中の本予算案について、各常任・特別委員会に審査を委嘱すること（参議院規則74条の4）。衆・予算委員会の分科会は、予算委員が各分科会（→分科会）に分かれ、より専門的な審査を行うが、委嘱審査は各委員会が本予算全部ではなく、その委員会の所管部分について、より専門的な審査を行う制度である。参議院のみ採用している制度であり、また、対象となるのは本予算案のみで、補正予算案や暫定予算案は対象となっていない。

委嘱審査の日程は、予算委員会の理事会で協議・決定し（通常2日間）、予算委員会で議決する。委嘱審査の日程が決定すると、各常任・特別委員会の理事会で予算委員会が決定した期間の中で、各委員会の審査日程を決定する。委員会当日は、政府（大臣）から予算の説明をした後、質疑を行う。なお、

委嘱審査のための委員会であっても、予算関連法案や日切れ法案等の審査を行うことができる。

委嘱審査が終了すると、各委員会が委嘱審査報告書を作成し、予算委員会で机上配付されるとともに、予算委員会の会議録の末尾に掲載される。

○一気通貫：いっきつうかん

法案の提案理由説明、質疑、採決を一度の委員会で全て行うこと。会期末等日程が押し迫った時期に行われることが多い。

○一般質疑：いっばんしつぎ

予算委員会において、総理は出席せず、財務大臣が質疑通告の有無にかかわらず委員会の開会から散会まで出席し、他の大臣は質疑通告がある質疑者の質疑時間のみ出席する質疑形態のこと。

他の委員会（国土交通委員会等）においては、法案ではなく、委員会の所管事項全般について質疑を行うことを一般質疑という。

○お経：おきょう

→趣旨説明・質疑

【か行】

○開会式：かいかいしき

会期の始めに天皇陛下ご出席の下、参議院本会議場において衆議院議長の主宰（事故あるときは参議院議長）により行われる。衆参両議院の役員（議長、副議長、常任委員長、特別委員長、調査会長）、内閣総理大臣、最高裁判所長官、国務大臣等が参列する。開会式の次第は、まず衆議院議長が式辞を述べ、天皇陛下からおことばを賜り、おことば書を衆議院議長が受ける。所要は10分程度。

国会法においては、国会の開会式は会期の始めにこれを行う（第8条）となっており、通常国会、特別国会の場合は、内閣総理大臣の施政方針演説（所信表明演説）が行われる日（だいたい3日目）、臨時国会の場合は、召集日又はその翌日に開かれる場合が多い。

また、会期の冒頭に衆議院解散が行われたため、開会式が開かれなかった場合もある。

○会期：かいき

国会は常時活動しているのではなく、一定期間だけ活動している。国会が活動する期間（召集日から閉会日まで）を会期という。国会には、常会（通常国会）、臨時会（臨時国会）、特別会（特別国会）の3種類があるが、その種類を問わず、順次回数を追って、第〇〇回国会と称する。

通常国会の会期日数は150日。ただし、会期中に議員の任期が満了する場合には、その満了の日をもって会期は終了する（国会法10条）。

臨時国会、特別国会の会期は、召集日に衆参両院一致の議決によって決められる（国会法11条）。ただし、両院の議決が一致しないとき、または参議院が議決しないときは、衆議院で議決された日数が会期となる。（国会法13条）。

なお、会期の延長は、通常国会は1回、臨時国会・特別国会は2回まで可能である（国会法12条）。

○外交演説：がいこうえんぜつ

→施政方針演説：しせいほうしんえんぜつ

○会派：かいは

国会内で活動をともにする議員の団体で、2人以上の議員で結成できることになっている。1つの政党が単独で結成する場合や、2つ以上の政党で結成する場合（政党単位又は政党を中心に結成）が多いが、無所属議員が集まって結成する場合もある。会派は国会運営上の基本的な単位となり、各委員会の委員や理事の配分（人数）、質疑時間、質疑順、国会内の控え室の数（面積）、場所等は、各会派の所属議員数に応じて割り当てられる。

○回付：かいは

法案等は、衆議院（参議院）に先に提出した場合、衆議院（参議院）で可決（修正を含む）後、参議院（衆議院）へ送られるが、これを送付という。その後、参議院（衆議院）で可決されれば成立となるが、参議院（衆議院）で修正された場合は、再度、衆議院（参議院）へ送られ同意されれば成立す

る。このように衆議院（参議院）へ返送することを回付という（国会法83条第3項）。送付又は回付された法案等は、送付案又は回付案と呼ばれる。

回付案については、委員会に付託しないこととなっており、（衆議院規則253条、参議院規則178条）、本会議において、同意の可否について議長から諮るだけである。

○閣法：かくほう

内閣提出法案の略。内閣が閣議決定を経て、国会に提出した法案のこと。

○片道方式：かたみちほうしき

参議院予算委員会において独自に執られている質疑方法。

委員会の質疑の際、一般的に、各質疑者に配分された質疑時間には、質問する時間と、それに対する答弁時間が含まれている（往復方式）。参議院予算委員会においては、質疑時間に質問に対する答弁時間を含まない片道方式を採用している。質疑者が質問している間だけ時間が消化され、答弁している間は時間が消化されないので、質疑者は質疑時間全てを質問に使うことができることとなる。参議院の予算委員会が行われる第1委員会室には、質疑時間を表示する電光掲示板があり、残り時間を表示している。

例えば、ある質疑者の質疑時間が60分の場合、質疑が始まる際に電光掲示板に「60」と表示される。質疑者が質問（発言）をしている間は時間が減る。最初の質問に2分かかった場合、表示は「58」となり、答弁が始まると表示は「58」のまま止まっている。再度質問（発言）が始まると表示される数字が減っていくこととなる。したがって、答弁時間を含めた全体の質疑時間は、（質問が短く）答弁が長ければ長くなり、（質問が長く）答弁が短ければ短くなる。

片道方式の所要時間は、通常、質疑時間の3倍で計算することが、予算委員部が作成するタイムスケジュールの目安となっている。例えば、ある質疑者が9時から質疑を開始し、その質疑時間が60分の場合、その質疑者の質疑終了予定時刻は12時となるが、あくまで目安でしかない。

そのため、答弁者は、所定の時間に遅れないよう、進捗状況について特に留意する必要がある。

なお、NHKでテレビ放送される質疑の場合、予算委員部は2.5倍で計算している。

○カンバン（国交省独自用語）

国会議員本人や議員秘書からの国会連絡室が聞き取った各種要求内容を所定の様式（一太郎ファイル）に書き起こしたもの。カンバンは、国会連絡室から官房総務課連絡調整係を経由して各局の国会担当にメール送付されることになる。カンバンの種類には以下のものがある。

レク要求：議員会館など指定の場所に来て、説明してほしい。

TELレク要求：指定の番号に電話をして、説明してほしい。

資料要求：要求内容に関する資料がほしい。

FAX資料要求：要求内容に関する資料を指定の番号にFAXしてほしい。

要請：地方自治体、支援者等を連れて要請活動をしたいので対応してほしい。（いわゆる「陳情」）

持ち回り要請：地方自治体、支援者等を連れて要請文を関係者に配付して回るので周知、対応してほしい。

会議開催通知：出席者を調整し、会議に出席してほしい。

○議員会館：ぎいんかいかん

国会の裏にある、議員の事務所等が入った地上12階、地下3～5階のビル。衆議院は第1議員会館、第2議員会館の2棟、参議院は1棟の計3棟ある。議員事務所は3階から12階（衆議員第1議員会館は2階から）に入っており、1階には議員が利用する会議室、2階には常任・特別委員長室（衆議院は第1議員会館）、地下1階には会議室、文書配付室（会館向けポスト）、食堂、コンビニ、銀行、喫茶店等がある。

また、衆議院第1議員会館の地下2階、地下3階には常任・特別委員会の調査室が入っている。なお、参議院の調査室は議員会館ではなく、第2別館に入っている。

議院会館の議員事務所や会議室に入るには、1階の受付に備え付けてある面会申込書（受付票）に行き先・入室者等必要事項を記入し、受付窓口に提出し、受付が行き先に確認をしてから、セキュリティゲートを通過して入ることになる（国会バッジがある場合は手続き不要）。

会館の開・閉時間は以下のとおりである。時間外に入館する場合には、玄関から脇にある守衛室に入り、備え付けてある時間外面会名簿に行き先・入室者等必要事項を記入し、守衛窓口に提出し、守衛が行き先に確認をしてから入る。

衆議院議員会館（第1、第2とも）
開会中 8：00～21：00
閉会中 8：00～20：00
参議院議員会館
開会中 7：50～21：00
閉会中 8：00～20：00

○議運：ぎうん

議院運営委員会の略。本会議の運営に関する事項、国会法及び議員の諸規則に関する事項、議長の諮問に関する事項等について協議する常任委員会である。議運委は、議院の全般的な組織や運営に関して各会派が協議する機能があり、他の常任委員会とは異なった特別の性格を持つものである。

具体的な協議は理事会で行われており、本会議の日程、議事に関する協議や、法案等をどの委員会に付託するかなどの協議が行われている。また、理事会は、与野党が対立し、国会の審議が全面的にストップした場合にも、断続的に開かれ、事態の打開に向け、各会派の妥協点を探る重要な場となる。

内閣が国会の召集日を決めた際には、官房長官が理事会に出席し報告することが慣例となっている。その際又は後日に、内閣が当該国会に提出を予定している法案、条約、承認案件等についても、官房長官が説明を行っている。また、国会開会中の大臣の海外出張については、官房副長官が理事会で説明を行っている。

○議食：ぎしょく

議員食堂の略。衆・参とも本館（国会議事堂）2階にある。メニューは洋食と寿司が中心。議員専用ではなく、秘書、政府職員等も利用してよい。閣議後に大臣の記者会見が行われる場合もある。

○議事妨害：ぎじぼうがい

諸外国でも、少数政党の手段として、長時間の発言や動議の提出等の正当な議事手続きによって議事を引き延ばすことは、議事妨害として容認されて

いる。

議事妨害の一例として、委員会又は本会議の審議に応じない審議拒否の方法、すべての議案より優先される常任委員長解任決議案、内閣不信任決議案や動議等を提出し、これら議決（記名投票）の際に、自分の議席から演壇まで、牛が歩くかのようにのろのろと時間をかけて進み、一案件の議決に長時間を費やして遅延を図る、いわゆる牛歩戦術等がある。

なお、各議院規則には、質疑終局や討論終局の動議の提出が規定されていること、議長は、発言が議事妨害と認めるときはこれを制止することとされており（衆先例）、現在では長時間演説による議事妨害を行うことは困難となっている。

○議法：ぎほう

議員立法の略。国会議員が、所属する議院に提出する（した）法案のこと。議員立法を国会に提出する場合は、法案提出者のほかに、衆議院では20名以上、参議院では10名以上の賛成者が必要となる（国会法56条第1項）。国会法上は、議員立法の場合、提出は「発議」、提出者は「発議者」となっているが、衆議院ではそれぞれ、提出、提出者という言葉を使用している。

予算を伴う法案の場合は、衆議院では50名以上、参議院では20名以上の賛成者が必要となる。さらに、その法案の施行に要する経費を明らかにした文書を添付しなければならない（衆議院規則28条第1項、参議院規則24条第1項）。また、委員会において、内閣に意見を述べる機会を与えなくてはならない（国会法57条の3）こととなっている。これは、予算編成権を有する内閣から財政上の意見を聞き、賛否の参考にさせようとする制度で、通常、討論の前に意見を聞いている。この意見は、閣議決定が必要で、意見を述べるのは、当該法案が付託されている委員会の所管大臣である。

議員が法案に対し、修正案を提出する場合がある。委員会に提出する場合は、1名でも提出できる（衆議院規則47条第1項、参議院規則46条）が、本会議に提出する場合は、修正案提出者のほかに、衆議院では20名以上、参議院では10名以上の賛成者が必要となる（国会法57条）

予算を伴う修正案の場合は、議員立法と同様に衆議院では50名以上、参議院では20名以上の賛成者、経費文書の添付（衆議院規則47条第2項・第143条第2項、参議院規則50条第2項・第125条第2項）及び内閣に意見を述べる機会を与えなければならない（国会法57条の3）。

○基本的質疑：きほんてきしつぎ

予算委員会において、総理以下全大臣が出席して行われる質疑のこと。本予算案質疑の冒頭に、NHK中継入りで各会派が一巡する質疑（通常2日間）を指す。二巡する場合もあるが、二巡目以降はNHKの中継が入らないのが通例である。また、補正予算案の質疑や臨時会等において総理大臣の所信表明演説及び代表質問の後に開かれる予算委員会も、基本的質疑という形で行われる。参議院では「総括質疑」と呼ばれる場合もあるが、国土交通省内（連絡室を含む）では「基本的質疑」と統一して呼ぶこととしている。

なお、予算案の採決前に総理以下全大臣が出席して行われる締め括りの質疑は、「締め括り総括質疑」と呼んでいる。

○記名採決：きめいさいけつ

本会議における採決方法の一つ。本会議における採決方法として多く用いられているのは、異議なし採決（全会派が賛成の場合）と起立採決（議長が賛成者を起立させ、起立者数が過半数を超えているか目視で認定するもの）であるが、議長が必要と認めたとき又は出席議員の5分の1以上の要求があったときは記名採決を行わなければならない（衆議院規則152条、参議院規則138条）。また、予算案や重要法案、内閣不信任決議案等の採決は記名採決で行われる。

記名採決を行う場合、議長は議場の閉鎖を命じ、事務局が議員の点呼を行う。名前を呼ばれた議員は、議席に置いてある自分の名前が入った票（札）をもって議長席前の演壇に設けられた投票箱前の事務方に手渡し投票する。賛成の場合は白票、反対の場合は青票を投じる。いずれの票も議員の名前が記入されているため、起立採決と違い、各議員の賛否が明確になる。全議員の投票が終わると議長は投票箱を閉鎖し、事務方に開票作業を命じる。開票作業が終了すると結果が発表されるが、衆議院の場合は事務総長が、参議院の場合は議長が発表する。

記名採決にかかる所要時間は、衆議院で約20分、参議院で約15分である。

参議院では、議長が必要と認めた場合は、押ボタン式投票で採決が行われる（参議院規則140条の2）。これは、各議席に備え付けの投票ボタンを押し投票するものであり、結果が議場内に2カ所ある電光掲示板に「賛成〇〇票、反対〇〇票と表示される。最近は、ほとんどの法案等の採決は押ボタン式投票で行われている。押ボタン式投票は、誰が賛成ボタン又は反対ボタンを押ししたのかがわかるため、実質的には記名採決と同じであるが、前述のと

おり、実際に歩く記名採決を行う道が残されている。これは時として野党の牛歩戦術（→議事妨害）に利用される。

なお、内閣総理大臣の指名選挙（首班指名）については、記名投票で行うこととなっている（衆議院規則18条第1項、参議院規則20条第1項）が、この場合は、投票用紙に被指名者と投票者の名前を書く。

○議面：ぎめん

議員面会所の略。衆・参ともにそれぞれ別館（衆議院は第一別館）の正面玄関（2階）にある。議員への面会手続き、国会議事堂参観手続き等ができる。国会連絡室に入る場合は、ここで入館手続きを行ったうえで、通行記章（参議院別館内のみ通行可のもの）の交付を受けることが必要である。

○QT：きゅーていー

国家基本政策委員会合同審議会のこと。総理と野党党首がタイマン（1対1）で討論を行う場で、党首討論ともいう。国会改革の一環として英国議会の「クエスチョンタイム（QT）」に倣い、平成11年の第146会臨時国会において、衆・参予算委員会の合同審査という形で試験的に2度実施され、平成12年の第147回通常国会から正式導入された。開催は、衆・参両院の常任委員会である国家基本政策委員会の合同審査会という形で定例水曜日15：00から40分間行われる（QT開催を決定する衆・参の理事会は前週の金曜日開催）。

平成12年の与野党申し合わせでは、国会開会中毎週行うこととなっていたが（総理が本会議、予算委員会及び重要広範議案を審査する委員会に出席する週は開催しない）、近年は会期中に1回行われるかどうかくらいになっている。

○議了：ぎりょう

委員会で審査（採決）を終了した法案等を、本会議に上程し採決を行うこと。本会議での法案等の採決の順番は、基本的に委員会で採決が行われた時刻が早い順に行われ、一つの委員会で複数の法案等が上程されている場合は、委員会ごとにまとめて行われる。

○議連：ざれん

議員連盟の略。ある特定のテーマ、目的のための議員の集まりで、一つの政党内の議員同士が結成する場合や政党をまたいで（超党派で）議員同士が結成する場合がある。諸外国との友好親善を図るためのもの（日本・ベトナム友好議員連盟等）、ある目的を掲げたもの（自然エネルギー促進議員連盟等）、単なる親睦会（ワイン愛好議員連盟等）に大別される。役所も出席を求められることがある。党の組織ではないので、党の政調事務局は議連の運営には関わっておらず、通常、議連の事務局長を務める議員の事務所が、名簿管理や会議の案内通知を出す作業を行っている。

○緊急上程：きんきゅうじょうてい

委員会で採決された法案等を、同日中に開かれる本会議に急遽上程し、採決すること。通常、全会派が法案自体に賛成で、かつ、全会派が緊急上程に賛成することが必要である。緊急上程を行う場合は、まず法案の所管委員会の理事会決定に基づき、当該所管委員長が議運委員長に申し入れ、議運委員会で協議のうえ、議運委で決定する。

○禁足：きんそく

本会議がいつ開かれても対応できるように、議員が国会周辺に待機すること。各党の国会対策委員会（国対）が党所属議員に対して命じる。（「禁足をかける」）予算案、対決法案、内閣不信任案等の採決が行われるときは禁足がかかることが多い。野党欠席等により定足数が足りずに本会議自体が不成立になったり、採決時に欠席者多数となり否決されたり、内閣不信任案が可決される事態を防ぐことを目的としている。

○組み替え動議：くみかえどうぎ

正式には、「撤回のうえ、編成替えを求める動議」であり、内閣が提出した予算案を内閣において撤回し、当該動議の趣旨に沿って予算を編成替えし、提出し直すことを求める動議である。組み替え動議が可決されると、内閣は審査中の予算案を撤回し、再編成して再提出せざるを得なくなる。組み替え

動議は、委員会の場合は議員1名で提出できるが、本会議に提出する場合は、提出者の他に50名の賛成者が必要である。

内閣が提出した議案は、一院で議決した場合は撤回できない（国会法59条但し書き）ため、参議院においては、組み替え動議は提出できない。

○経済演説：けいざいえんぜつ

→施政方針演説：しせいほうしんえんぜつ

○継続調査：けいぞくちょうさ

→閉会中審査：へいかいちゅうしんさ

○公聴会：こうちょうかい

委員会において、議案の審査のために、専門家、学識経験者、業界の代表者等を公述人として招致し、その議案に関して意見を聞き、質疑を行う審査の一形態。まず、招致した公述人から意見陳述を行い、その後に各会派から公述人に対して質疑を行う。抜本的な改正や社会的な関心が高い法案等の審査の際に行うことが多いが、本予算案及び重要な歳入法案については、必ず公聴会を開かなければならない（国会法51条第2項）。委員会が公聴会を開こうとするときは、所管委員会で決定後、議院運営委員会（理事会）が決定し、議長の承認を得た後、官報をもって公示する。

○公明党部会長会議：こうめいとうぶかいちょうかいぎ

公明党政務調査会の審議決定機関。構成員は22名で構成されており、定例日は、国会開会中は毎週火曜日、木曜日の16：00となっている。会議の定足数は過半数となっており、議決は出席構成員の過半数の賛成により意思決定となる。通常、会議に報道機関・政府等はいれないが、法案審議の場合は担当局長が陪席することとなる。

一般的な事項（法案等）は、この会議で党内手続きは終了したこととなり、与党政策責任者会議（与責）を経て閣議決定することとなる。ただし、重要事項（予算案、重要法案等）の場合は、部会長会議の後、中央幹事会の承認を要する。重要事項となるかどうかは、常任役員会と中央幹事会の協議により判断されることとなる。

以前は、政調全体会議において政調としての意思決定をしていたが、平成26年9月21日の党大会において党規約が改正されたことに伴い、部会長

会議で意思決定をすることが明記された。

○公明党中央幹事会：こうめいとうちゅうおうかんじかい

公明党の最高議決機関。自民党でいう総務会に相当する機関で、定例日は、国会開会中は毎週木曜日の10:30となっている。ただし、審議する案件は重要事項（予算案、重要法案、閣議決定事項のうち重要なもの、同意人事のうち議運委で所信表明を行うもの、マニフェスト等）のみである。その他の一般的な案件（法案等）は、報告のみで審議・了承を必要としない。

以前は執行機関として存在していたが、平成26年9月21日の党大会において党規約が改正されたことに伴い、執行機関から議決機関に変更された。

○国対：こくたい

国会対策委員会の略。名称に委員会と付いているが、国会の機関ではなく、円滑な国会運営のため、国会内の活動に関する事項について処理（党の方針決定）するために置かれている党の機関で、略して「国対」と呼ばれている。

一般的に、委員長と数名の副委員長が置かれ、副委員長は担当する常任委員会、特別委員会が決められている場合が多く、担当している委員会理事と委員会運営について連絡を取り、国対として国会全体の運営にあっている。

各委員会において、法案等の審議の進め方等を巡り、理事会協議が紛糾したり、委員会審議がストップした場合は、与野党の国対委員長が集まり（与野党国対委員長会談、略して「与野国」）、事態の打開を図る場合もある。また、国会運営について与党内の意思統一を図るため、与党の国会対策委員長が集まり与党国対委員長会議（与国）を開いたり、同様に野党国会対策委員長会議（野国）を開く場合もある。各会談・会議の後、報道機関の記者によるぶら下がり会見が行われる。

○国会情報：こっかいじょうほう

国会連絡室が国会内で入手した情報を所定の様式（一太郎ファイル）に書き起こしたもの。

○国会バッジ：こっかいばっじ

公務員記章のこと。本館（国会議事堂）及び分館に入る場合は、国会バッジと職員証が必要となる。別館、議員会館は国会バッジがなくても、入館手続きを行えば入れるが、入館手続きを行った建物以外には行くことができない。

国会バッジは、官房総務課連絡調整係から1日最大2枚、国会連絡室から1日最大3枚（閉会中は2枚）まで借りることができるが、借用手続きができるのは、原則各局の国会担当となっている。

○国会連絡室：こっかいいんらくしつ

国会内にある各省庁の控室で、国土交通省は、参議院別館5階にある。平成11年までは、「政府委員室」と呼ばれていたが、政府委員制度の廃止に伴い、政府控室（〇〇省控室）と改称された。国土交通省においては、「連絡室」と呼んでいる。

【さ行】

○財政演説：ざいせいえんぜつ

→施政方針演説：しせいほうしんえんぜつ

○サロン：さろん

議長応接室（議長サロン）のこと。「議サロ」と略すこともある。衆・参ともそれぞれ本館（国会議事堂）2階にある。議院運営委員会が開かれる部屋となる。また、大臣が本会議でひな壇に着席する場合、議場に入る時間になるまでここで待機する。

○参考人質疑：さんこうにんしつぎ

各委員会において、法案等の審査又は一般質疑のために、専門家、学識経

験者、業界の代表者等を参考人として招致し、その法案等に関して意見を聞き、質疑を行う審査の一形態。抜本的な改正や社会的関心が高い法案の審査の際に行うことが多い。参考人質疑では、まず招致した参考人から意見陳述を行い、その後各会派から参考人に対して質疑を行う。形態は公聴会と同様であるが、公聴会の開催にあたっては議長の承認及び官報公示が必要であるのに対し、参考人質疑ではそれらの手続きが不要である（委員会決定のみ）。

なお、独立行政法人、特殊法人の代表者等を通常の委員会質疑に招致する場合も参考人の手続きが必要である（日銀総裁、（独）都市再生機構理事等）。この場合、政府答弁同様、意見陳述はなく、答弁のみとなる。

○参法：さんぼう

参議院議員が国会に提出した法案（議法）のこと（衆議院議員が提出したものは「衆法」）。

○施政方針演説：しせいほうしんえんぜつ

その年の国会開会にあたり、国政全般について政府の政策や政治の運営方針を説明するもので、所信表明演説は、臨時国会開会にあたり、なぜ臨時国会を開くのか、そこでどんな政策の実現を目指すのかなど、その都度のテーマについて説明するもの。

毎国会の始めに、衆・参両院の本会議において、内閣総理大臣が演説を行い、これに対する質疑（代表質問）を行うことが慣例となっている。通常国会（常会）で行う演説が施政方針演説、臨時国会及び特別国会で行う演説が所信表明演説である。特別国会が通常国会と重なるときは施政方針演説となる。

通常国会では、総理の施政方針演説に加えて、外務大臣の外交演説、財務大臣の財政演説、経済財政担当大臣の経済演説を行うことが慣例となっており、これらを総称して「政府4演説」という。なお、財政演説は、予算案の趣旨説明にあたるので、補正予算案が提出されたときも行われる。

これらの演説は衆議院で先に行われ、同日中に参議院で行われることが慣例となっている。演説が終わると、各会派が演説に対する質疑を行う。これを俗に「代表質問」という。政府4演説に対する代表質問は、第1日目の午後に衆議院（与党質疑）、2日目の午前参議院（与党質疑）、午後に衆議院（野党質疑）、3日目の午前参議院（野党質疑）という順序で行われる。なお、政府4演説と代表質問の間は1日空けることが慣例となっているが、最近は空けない場合もある。

臨時国会及び特別国会で行う所信表明演説に対する代表質問も、政府4演説に対する代表質問と同様の段取りで行われるが、衆・参1日ずつ（1日目が衆議院、2日目が参議院）となる場合もある。会期の途中に補正予算案が提出されたときの財政演説に対する代表質問は、財政演説の翌日の午前中に衆議院、午後に参議院で行われることが多い。

○質疑通告：しつぎつうこく

国会審議で質問する内容を議員が政府側に事前に伝えると同時に国会への出席要求をかけること。

質疑を行う予定の国会議員は、まず委員部に質問内容、質問要旨（あれば）、出席要求省庁を伝達する。委員部は各府省の国会連絡室に伝達し、国会連絡室から官房総務課連絡調整係を経由して各局の国会担当にメール伝達することになる（質問要旨がある場合はメールに添付）。通常、委員部からの伝達事項には、質問内容に関するレクの有無、電話確認の可否も付される。レクがなく質問要旨のみの対応を「要旨対応」と呼んでいる。

1999年の与野党申し合わせにより、答弁準備に当たる政府側の負担軽減を図るため、「2日前の正午まで」に質疑通告することとなったが、現在は形骸化している。

○質問要旨：しつもんようし

質疑を行う予定の国会議員が、委員部に質問内容を伝達するにあたり、質問の概要をメモした紙。ほとんどの国会議員が作成しているが、特に作成義務はないため、質疑通告時に要旨がなく口頭伝達だけの場合もある。

質問の概要ではなく、質問そのもの（読み上げ文）の場合は「全文」と呼んでいる。本会議における質疑は全文対応となる。

○質問取り：しつもんとり

通称、「問（もん）取り」。質疑通告に基づき、指定された日時・場所へ行き、各府省職員が質疑を行う予定の国会議員から質問内容の詳細を聞き出すこと。

このレクの現場において、問の詳細（議員の問題意識等）、問の順番（流れ）、

答弁者レベルを確認しておく必要がある。

問取りは、基本的に国会連絡室員が立ち会うが、国土交通委員会の法案審議の場合は法案担当課が、災害対策特別委員会の場合は水管理・国土保全局防災課がとりまとめを行うこととし、国会連絡室員は立ち会わない。

○自民党政調審議会：じみんとうせいちょうしんぎかい

自民党の政策を審議・決定する機関で、政務調査会（政調）としての最終意思決定機関。政調会長、政調副会長及び20名以内の審議委員で構成されている。定例日は、国会開会中は火曜日、木曜日の10:00となっている。

政府が国会に法案を提出する際の自民党内の審査は、

- ①政調内に政策ごとに設けられている部会で審議・了承
- ②政調審議会で審議・了承（これで政調内の審査は終了）
- ③総務会に諮られ、了承

が得られれば自民党内の審査は終了となり、その後、与党政策責任者会議（与責）に諮られることになる。

○自民党総務会：じみんとうそうむかい

自民党の運営及び国会活動に関する重要事項を審議決定する意志決定機関。会長、7名以内の副会長及び総務の計30名で構成されており、定例日は、国会開会中は毎週火曜日、金曜日の11:00となっている。会議に報道機関、政府等は入れず、議決は全会一致が原則である。

党の最高意志決定の場は、本来、党大会であるが、党大会は原則年一回しか開かれないため、通常は総務会が党としての最終意志決定の場となる。

政府が法案等を閣議決定し国会に提出する前の党内審査は、自民党の場合、政調関係部会、政調審議会、総務会の順で行われ、総務会で了承を得られれば、自民党内の審査は終了したことになり、与党政策責任者会議（与責）を経て閣議決定することとなる。

○自民党本部：じみんとうほんぶ

文字通り自民党の本部。参議院第2別館の奥にある9階建てのビル。役所と関係の深い政調事務局は、XXXXXXXXXXにある。政調の部会、調査会等の会議は本部で開催される。

○修正案：しゅうせいあん
→議法：ぎほう

○集中審議：しゅうちゅうしんぎ

主に予算委員会において、経済、外交等、特定のテーマに絞って、質疑を行うこと。予算委員会の場合、総理出席のもと、NHK中継入りで行うことが多い。また、重大な事件や事故が発生したときに行われる場合もある。

○衆法：しゅうほう

衆議院議員が国会に提出した法案（議法）のこと。（参議院議員が提出したものは「参法」）。

○重要広範議案：じゅうようこうはんぎあん

本会議において、総理出席のもと趣旨説明・質疑が行われる法案等のこと。重要広範議案の選定は、議運委理事会で行われる。通常、衆議院は会期の冒頭にその国会において重要広範議案とする法案等を決定するが、参議院はその都度決定する。そのため、必ずしも衆・参で同じ法案等が重要広範議案となるわけではない。

以前は、本会議における法案等の趣旨説明・質疑は、全て総理出席のもとで行われていたが、政府委員制度が廃止された平成11年の第146回臨時国会から、総理が出席する法案等は重要広範議案のみとなった。

○趣旨説明・質疑：しゅしせつめい・しつぎ

趣旨説明とは、本会議又は委員会において、質疑に先立ち、法案等の提出者（内閣提出の場合は提出省庁の大臣）から法案の提案理由及びその内容について説明すること。俗に「お経」、「お経読み」ともいう。

なお、国土交通省では、委員会における趣旨説明のことを、本会議におけるそれと区別して「提案理由説明」と言っているが、国会法及び衆・参議員規則上は「趣旨説明」となる。

法案は国会に提出された場合、規定上、所管委員会に付託されるので（国会法56条の2、衆議院規則31、33条、参議院規則23条）、趣旨説明（提案理由説明）は委員会で行われるが、議院運営委員会（理事会）が特にその必

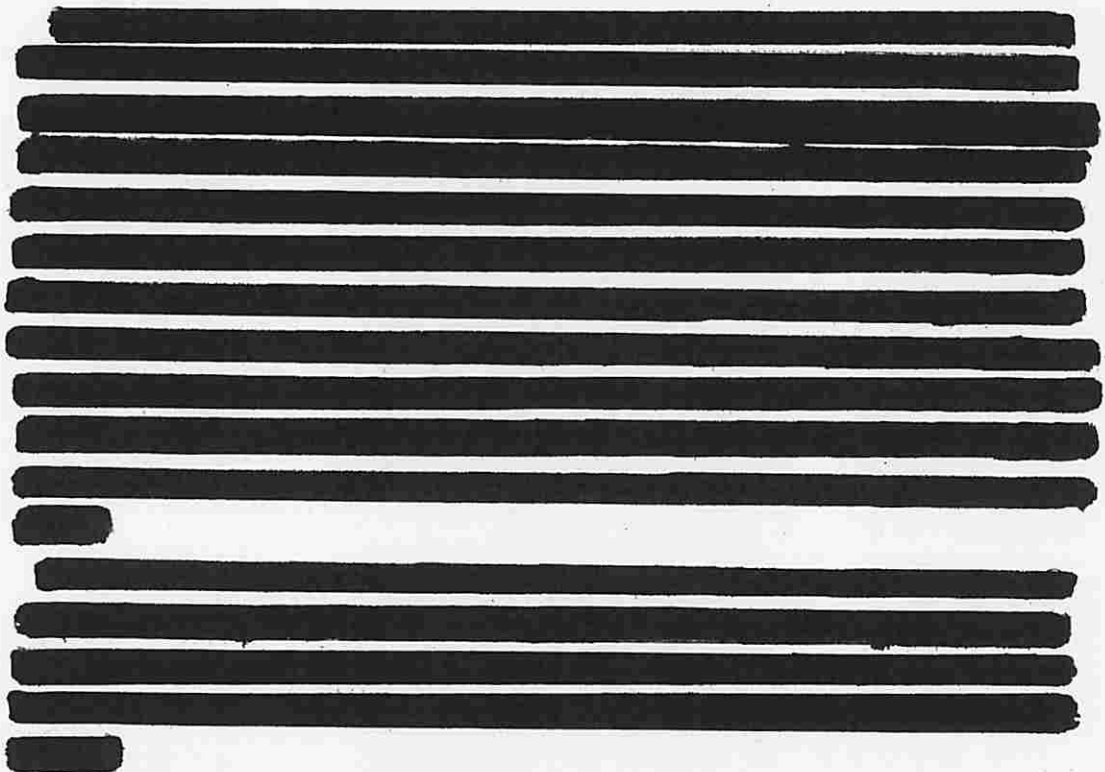
要を認めた場合は、本会議における趣旨説明を行うことができる(国会法56条の2)こととなっている。本会議では、趣旨説明に引き続いて直ちにそれに対する質疑が行われるため、趣旨説明・質疑という。

提出された法案に対し、ある会派が本会議における趣旨説明要求をした場合は、提出されても委員会にはすぐに付託されないこととなっている(昭和30年代からの慣例)。これらが委員会に付託されるためには、

- ①実際に本会議で趣旨説明・質疑が行われる。
- ②趣旨説明要求を出した会派が趣旨説明要求を取り下げる。
- ③議員運営委員会において、本会議で趣旨説明・質疑を行わずに付託することを決定する。

のいずれかが必要となる。

業界専門用語として、提出された法案に本会議における趣旨説明を要求し委員会に付託させないことを「吊るし」と言い、要求を取り下げることを「吊るしをおろす」という。



○常会：じょうかい

通常国会とも言われる。毎年1回召集することとされ(憲法52条)、1月中に召集されることとなっており(国会法2条)、2月から3月までは翌年度

の本予算案やそれに関する法律案の審議等が行われる。会期（国会が活動状態にある期間）は150日間（国会法10条）となっており、会期中に議員の任期が満了する場合は、その満了する日をもって会期は終了する（国会法10条但し書き）。

会期の延長は、両院一致の議決により（両院の議決が一致しないとき、又は参議院が議決しないときは衆議院の議決による）1回だけ可能である（国会法12条、第13条）。

召集とは、国会を開会するために議員に対して日にちを指定して国会に集まることを命ずる行為で、命ずるのは天皇である（天皇の国事行為）。ただし、天皇の国事行為は、内閣の助言と承認が必要であるため、実際に召集を決めるのは内閣である（閣議決定）。召集は詔書（天皇の言葉を書いた文書）の形で公布される（官報に掲載される）。常会の召集詔書は少なくとも召集日の10日前に公布されなければならないこととなっている（国会法1条第2項）。

○常任委員会：じょうにんいんかい

国会の常設の委員会で、国会法によってその種類が定められ（第41条）、法案等や請願を審査する。衆・参それぞれの規則によって、各委員会の所管事項、委員の数が定められている。委員長は、各国会の最初（初日）の本会議で選任される。議員は少なくとも1つの常任委員となるが、議長、副議長、内閣総理大臣、その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官は、その割り当てられた常任委員を辞することができる（国会法42条第2項）。

○所信表明演説：しょしんひょうめいえんぜつ

→施政方針演説：しせいほうしんえんぜつ

○政府参考人：せいふさんこうにん

委員会において、行政に関する細目的又は技術的な事項について答弁する政府職員（衆議院規則45条の3、参議院規則42条の3）。通常、局長～審議官クラスである。政府委員制度廃止に伴い、平成11年の第146回臨時国会から導入された。

政府参考人が委員会で答弁するには、質疑者の了解を得たうえで、委員会で議決されることが必要となる。

○政府特別補佐人：せいふとくべつほさにん

国会において、内閣総理大臣その他の国务大臣を補佐するため、内閣が国会に出席させることができる者（国会法69条）で、政府委員制度の廃止に伴い、平成11年の第146回臨時国会から導入された。

実際の政府特別補佐人は、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長、公害等調整委員会委員長の4名で、会期の都度、両院の議運委員会です承を得て、議長が任命する。

○政府4演説：せいふよんえんぜつ

→施政方針演説：しせいほうしんえんぜつ

○総括質疑：そうかつしつぎ

→基本的質疑：きほんてきしつぎ

【た行】

○代表質問：だいひょうしつもん

→施政方針演説：しせいほうしんえんぜつ

○調査室：ちょうさしつ

各委員会が所管する事項について調査を行う衆・参の事務局の機関（国家公務員）。衆・参ともに委員会ごとに国土交通調査室、経済産業調査室、農林水産調査室等となっている。法案等の委員会付託案件についての概要や問題点をとりまとめた参考資料の作成、附帯決議の原案の作成、本会議での委員長報告の原案作成等の業務を行っている。また、議員の依頼を受けて所管事項に関する調査を行ったり、委員会での質問作成の補佐を行ったりしている。

○通告：つうこく

→質疑通告：しつぎつうこく

○通常国会：つうじょうこっかい

→常会：じょうかい

○吊るし：つるし

→趣旨説明・質疑：しゅしせつめい・しつぎ

○提案理由説明：ていあんりゆうせつめい

委員会において法案等の提案（創設、改正）の理由及び内容について、質疑に入る前に提出者（内閣提出法案の場合は大臣）から説明を聴取すること（衆議院規則44条、参議院規則39条）。

→趣旨説明・質疑

○定足数：ていそくすう

本会議や委員会を開き、質疑、採決するために必要な人数のこと。本会議は総議員数の3分の1以上であり（憲法56条第1項）、委員会はその委員の数の半数以上である（国会法49条）。

○定例日：ていれいび

本会議は会期中であればいつでも開くことができるが、衆参両院の調整や委員会の活動との関係等から、定例日、定例時刻が設けられている。

衆議院の定例日は、火・木・金曜日13:00

参議院の定例日は、月・水・金曜日10:00

となっている。必要に応じ、定例日以外の日に開かれることもあり、これ以外の時刻に開かれることもある（衆議院規則103条、参議院規則81条）。

各委員会においても、理事会で協議し、本会議の定例日や他院の同種の委員会開会日等を勘案して、定例日、定例時刻を設けている。定例日が定められているが、会期末や緊急を要する場合は、定例日にとらわれることなく開会される場合もある。

（参考）国土交通委員会の定例日

衆議院：火、水、金

参議院：火、木、（金）※予備日

予算委、決算委、行政監視委は定例日が設けられていない。また、災害対策特委のように国会の都度設置される特別委員会も定例日を設けないことが一般的である。

○党議拘束：とうぎこうそく

本会議、委員会での法案等の採決にあたり、各党（会派）が決定した賛否に、その党の所属議員が従わなければならないこと。

党議拘束に違反した議員には、
党員規則に基づいて、役職停止や除名（強制離党）等の処分を行うことがある。

なお、臓器移植法のように、賛否の判断基準に議員個人の倫理観や宗教観が大きく影響を与えるような場合は、党によっては党議拘束を外した例もある。

○党首討論：とうしゅとうろん

→QT：きゅーていー

○討論：とうろん

法案等の質疑が終了（終局）し、採決に入る前に、当該法案等に対して、委員が反対又は賛成の意見を述べる。修正案が提出されている場合は、原案と一括して討論を行うことが慣例となっている。

討論の有無については理事会等で決定するが、内容が簡単な法案や、全会派賛成の法案で討論の申し出がない場合は省略される。また、本会議でも行われる場合もある。

○特別委員会：とくべついいんかい

各議院は、その院において特に必要があると認められた案件又は常任委員会の所管に属しない特定の案件を審査するため、特別委員会を設置することができる（国会法45条第1項）。

特別委員会の設置は本会議で議決されるが、事前に議運委理事会で、委員会名、設置目的、委員・理事の数及びそれらの各会派への割当数が決定される。委員は本会議で選任され（国会法45条第2項）、委員長は委員会において委員が互選する（国会法45条第3項）。

特別委員会は、会期ごとに設置されるので、会期中に限って存在するが（会期終了と同時に消滅する）、閉会中審査（継続調査）手続きを行えば、次の国会の召集日の前日まで存在する。

「災害対策特別委員会」のように、同様の案件について何国会にもわたっ

て設置されている特別委員会もあるが、上述のように会期ごとに設置されているものとなる。

なお、通常召集日の本会議で特別委員会が設置されることが多いが、会期中に生じた緊急案件に対応するため、会期の途中で設置される場合もある（例：東日本大震災発生後に「東日本大震災復興特別委員会」を設置）。

○特別会：とくべつかい

特別国会とも呼ばれ、衆議院の解散による総選挙の後に新しい首相を選出するための国会で、総選挙の日から30日以内に召集される（憲法54条第1項）。召集詔書公布の期日指定はない。通例では、1日目に本会議において議長、副議長の記名投票、議運の構成及び内閣総理大臣の指名選挙（記名投票）等が行われ、2日目に議運以外の衆議院の構成に関する手続きを行い、3日目に開会式が行われる。

特別会は、院の構成や内閣総理大臣の指名選挙だけで閉会する場合もあるが、常会（通常国会）の召集時期に又は常会の早期に衆議院の解散による総選挙が行われ、常会が召集できなかった場合又は常会が短期間で終わった場合には、特別会は常会の代わりとして長い会期となる。なお、議運の構成が決まっていないため、各党代表による各派協議会で決めることとなる。

会期は、召集日に両院の一致の議決で決定するが、両院の議決が一致しないとき、又は参議院が議決しないときは、衆議院が議決した会期となる（国会第11条、第13条）。会期の延長は会期決定の手続きと同様の手続きで2回まで可能である。

【な行】

○内総：ないそう

内閣総務官室の略。内閣総務官室は、院内（本館2F）、官邸、内閣府の3カ所にあるが、国会関係（総理大臣の問作成や各省割振り、答弁資料の持込み先）は院内にある内総となる。

【は行】

○バッテリー表：ばったーひょう

委員会の時間、場所、質疑のテーマ、質疑順、質疑予定者、持ち時間、要求（通告）省庁、通告レク状況、答弁者等をまとめた表。委員会の質疑で国

土交通省に通告があった場合のみ作成しているもので、国会連絡室が、本省イントラの電子掲示板に掲載し、委員部等からの情報をもとに更新している。

○日切れ法案、日切れ扱い法案：ひぎれほうあん、ひぎれあつかいほうあん

法律の規定の一部又は法律のそのものに有効期限が付いていて、その期限が切れる前に期限延長のための改正を行わなければならない法案のこと。多くの法案は年度末に期限が設定されているので、3月中に成立されなければならない。

また、消費者保護の観点等から早期に成立させる必要がある法案を日切れ扱い法案という。

○雛壇：ひなだん

本会議場内の大臣席のこと。議長席を挟んで両側に設けられている。総理大臣の席は議長席に向かって左側の右端と決まっているが、他の大臣の席は決まっていない。当選回数や組閣時の政治課題を考慮して決められる。

法案等の趣旨説明・質疑の際は、関係大臣（法案等を提出した大臣や質疑通告が出た大臣）はひな壇に座り、趣旨説明や答弁を行うときにひな壇から演壇に移動して答弁する。法案等が採決されるときや同意人事のときは、所管の大臣のみ着席する。

政府4演説、所信表明演説、補正予算案が提出された時の財政演説及びそれらに対する質疑、予算案、内閣不信任決議案の採決の際は、全大臣がひな壇に座ることが慣例となっている。

○部会：ぶかい

→自民党政調審議会：じみんとうせいちょうしんぎかい

○不信任決議：ふしんにんけつぎ

内閣に対する不信任決議の発議・議決は、衆議院のみに認められている。内閣不信任決議案の発議は、理由を付して、50人以上の賛成者と連署して議長に提出する（衆議院規則28条の3）。衆議院において内閣不信任決議案を可決した場合には、内閣は、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない（憲法69条）。

参議院においては不信任決議ではなく、問責決議の発議・議決を行っている。

問責決議も不信任決議と同様に「政府に対してその政治責任を問う」ものであるが、内閣に対する問責決議が可決されても総辞職、解散等の法的な拘束力はない。しかし、実際には、可決をもとに、賛成者はその後の国会審議を全て拒否（欠席）するため、事実上の効果は大きい。

個々の国務大臣に対しても不信任決議（問責決議）を出されることがあるが、国務大臣の任免権は内閣総理大臣が有している（憲法68条）、強制辞任等の拘束力はなく、政治的効果しかない。しかしながら、その事実上の効果は大きく、実際の例においても可決された場合には国務大臣を辞任している。

○附帯決議：ふたいけつぎ

法案の成立後にその施行にあたる政府に対し、委員会としての要望事項等を箇条書きにしたもので、最近は多くの法案に付けられるが、法的な拘束力はない。通常、附帯決議の動きは野党から出てくる。野党が原案を作成し（調査室が作成する場合もある）、与党と内容について折衝を行っている。附帯決議を行うときは、法案の採決後に提出会派の代表者が趣旨説明を行い、採決を行っている。また、附帯決議の採決後、所管大臣から「ただいま議決のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。」という趣旨の発言をすることが慣例となっている。

○分科会：ぶんかかい

委員会を数個の会（分科会）に分け、より専門的な審査を行う制度である。分科会に分けられた委員を分科員、分科会の委員長を主査という。また、副主査も設置される。分科会を設置できるのは、予算委員会、決算行政監視委員会、決算委員会である（衆議院規則97条、参議院規則75条第1項）。

衆・予算委員会では、本予算の審議の際に分科会が開かれることが定例となっている。分科会は、各委員会で議決し、8つの分科会が設置される。国土交通省の所管分科会は、第8分科会となる。分科会の設置、実施日程は予算委員会理事会で協議・決定し、委員会で議決する。分科会当日は、所管大臣が本予算案の説明を行い、質疑を行う。通常、分科会は2日間行われるが、質疑希望者が少ない分科会は、1日しか質疑を行わない場合もある。分科会が終了すると、予算委員会で各主査から分科会報告が行われている。

衆・決算行政監視委員会においても、決算審査の際に分科会が設置されている。

参・予算委員会では、本予算案審査については委嘱審査（→委嘱審査）が行われる。

参・決算委員会では、いくつかの省庁ごとにまとめて審査を行う省庁別審査が行われている。

○分館：ぶんかん

委員（会）室が入った地上4階、地下1階の国会敷地内の建物。衆・参それぞれにあり、衆・参とも2階から4階に委員（会）室がある。国土交通委員会は委員数が多いため、衆・国土交通委員会は18委員室（4階）、参・国土交通委員会室は24委員会室（2階）で固定されている。

なお、参議院の分館1階には委員部（参議院事務局）も入っている。

衆・参分館の委員（会）室は以下のとおり。

衆議院

2階：11委員室～14委員室

3階：15、16委員室

4階：17、18委員室

参議院

2階：21～24委員会室

3階：31～34委員会室

4階：41、43委員会室

○閉会中審査：へいかいちゅうしんさ

一つの会期中に両院で採決されず、その会期中に成立が不可能になった法案等については、次の国会に継続しないことが原則となっている（国会法68条）。例外として、本会議の議決で付託された法案等については、閉会中においても委員会で審議することができ（国会法47条第2項）、次の国会に継続することができる（国会法68条但し書き）。このように、法案等を閉会中においても継続して審査できるようにすることを、「閉会中審査手続き」という。参議院では「継続審査手続き」という（国政調査案件は「継続調査」）。衆議院では主に前者を、参議院では主に後者を使っている。この手続きを踏まなかった法案については、「審査未了」とされ「廃案」となる。

閉会中審査（継続審査）手続きは、まず法案等が付託されている院の委員会において、当該法案等について、閉会中審査（継続審査）を議長に申し出るこ

とについて採決する。採決の結果、閉会中審査（継続審査）を申し出ることとなった法案等は、本会議に諮られ採決される。本会議で議決されれば、閉会中審査（継続審査）することが可能となる。

閉会中審査（継続審査）は、法案等がすでに委員会に付託されていることが前提であるが、衆議院では、未付託（吊るしがかかっている）状態であっても、議運委で協議のうえ、委員会からの申し出がなくても、本会議での議決により、閉会中審査とすることができる。これを俗に「院議閉中」という。

なお、参議院においては、衆議院が解散された場合、または参議院の通常選挙が行われる場合は、継続審査手続きを行わないことが慣例となっている。

○別館：べっかん

本館（国会議事堂）の裏にある、地上5階、地下1階の国会敷地内の建物。衆・参それぞれあり、衆・参とも2階に議員面会所（→議面）がある。衆議院の（第1）別館には主に委員部（衆議院事務局）が入っており、参議院の別館には各省庁の国会連絡室が入っている。なお、国土交通省の国会連絡室は参議院別館5階にある。

○本館：ほんかん

いわゆる国会議事堂のこと。3階立て（中央の部分は7階建て）、正面（霞が関側）から見て左側が衆議院、右側が参議院。各委員（会）室、各党控室、国会事務局（国家公務員）、議員食堂等が入っている。

【ま行】

○問責決議：もんせきけつぎ

→不信任決議：ふしんにんけつぎ

○問取り：もんとり

→質問取り：しつもんどり

【や行】

○与理想：よりこん

与党理事懇談会の略。連立与党の場合に、委員会の与党の理事、オブザーバーのみ集まり、法案等の審議日程等について与党内の意思統一を図る場。

また、野党の理事、オブザーバーが集まり、同様の協議を行うことを、野党理事懇談会（略して野理懇）という。

- 与野国：よやく
- 国対：こくたい

【ら行】

- 理事、理事会、理事懇：りじ、りじかい、りじこん

各委員会における理事とは、日程協議等の委員会運営について協議する各会派を代表する委員のことである。各委員会の理事の数及び各会派の理事の割当数は、議運委理事会で協議のうえ、議運委で決定される。理事は委員会の場で委員が互選することになっているが（衆議院規則38条1項、参議院規則31条第1項）、実際は委員長が理事会に諮り、各会派からの届出に基づき委員長が指名している。

理事会、理事懇談会（略して理事懇）とは、委員長と理事が集まり、委員会運営について協議する場である。

各会派の理事の数は、所属議員数に応じて決定されるため、所属議員が少ない会派は、委員会によっては理事の割当がない場合もある。このような少数会派には、オブザーバー（会議中発言可）又は陪席（会議中発言原則不可）として、理事会、理事懇への出席を認めることが通例となっている。なお、理事会、理事懇へのオブザーバー等の出席を認めるか否かは、国会が開かれる度に各委員会の理事会、理事懇で協議し決定している。

理事会、理事懇とも出席者は同じであるが、衆・参がそれぞれ発行している公報に開催通知を掲載せず、非公式に開かれるのが理事懇である。

通常、法案が付託されると（または付託される見込みになると）、まず理事懇で委員会による審議日程を協議・内定し、委員会当日の理事会（委員会開会10分前に開かれることが多い）で確認の上、正式決定されることが一般的である。

- 両院協議会：りょういんきょうぎかい

内閣総理大臣の指名や予算案及び法案等について、衆・参で意見が異なった場合に、両院の意見を調整して、妥協案を作成するために設置される協議

機関。協議会が開かれるのは、以下の場合がある。

1. 内閣総理大臣の指名

衆議院と参議院が一致しないときは、参議院は協議会の開催を求めなければならない(国会法86条)、衆議院はこれを拒否できない(国会法88条)。協議会を開いても意見が一致しないときは、衆議院の議決が国会の議決となる(憲法67条)。また、衆議院が議決をした後、国会会休会中を除いて10日以内に参議院が議決しない場合も、衆議院の議決が国会の議決となる。(同)。

2. 予算案(予算は衆議院先議(憲法60条第1項))

参議院が修正議決した案(回付案)に衆議院が同意しなかったとき、または、参議院が衆議院の送付案を否決したときは、衆議院は協議会の開催を求めなければならない(国会法85条)、参議院はこれを拒否できない(国会法88条)。協議会を開いても意見が一致しないときは、衆議院の議決が国会の議決となる(憲法60条)。また、参議院が、衆議院の可決した予算案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて30日以内に議決しないときも、衆議院の議決が国会の議決となる(予算の自然成立)(同)。

3. 条約

(1) 衆議院先議の場合

衆議院が参議院の回付案に同意しなかったとき、または、参議院が衆議院の送付案を否決したとき、衆議院は協議会の開催を求めなければならない(国会法85条)、参議院はこれを拒否できない(国会法88条)。協議会を開いても意見が一致しないときは、衆議院の議決が国会の議決となる(憲法61条)。また、参議院が、衆議院が、衆議院の可決した条約を受け取った後、国会休会中の期間を除いて30日以内に議決しないときも、衆議院の議決が国会の議決となる(条約の自然成立)(同)

(2) 参議院先議の場合

参議院が衆議院の回付案に同意しなかったとき、または、衆議院が参議院の送付案を否決したときは、参議院は協議会の開催を求めなければならない(国会法85条第2項)、衆議院はこれを拒否できない(国会法88条)。協議会を開いても意見が一致しなかったとき(成案が得られなかったとき)は、衆議院の議決が国会の議決となる。(憲法61条)

4. 法案

(1) 衆議院先議の場合

衆議院が参議院の回付案に同意しなかったとき、または、参議院が衆議院の送付案を否決したときは、衆議院は協議会の開催を求めることができ、(国会法84条)、参議院はこれを拒否できない(国会法88条)。協議会が開かれ、成案が得られた場合は、それが衆議院、参議院の順で可決されれば、その成案の内容が国会の意思となるし、成案が得られなければ、閉会と同時に廃案となる。協議会を開催しない場合は閉会と同時に廃案となるが、衆議院本会議で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決されたときは、法律成立となる(憲法59条第2項)。

(2) 参議院先議の場合

衆議院の回付案に参議院が同意しなかった場合、衆議院は協議会の開催を求めることができ(国会法84条第1項)、参議院はこれを拒否できない(国会法88条)。なお、衆議院の回付案に参議院が同意しなかった場合に限り、参議院からも協議会の開催を求めることができるが、衆議院はこれを拒否することができる(国会法84条第2項)。協議会が開かれ、成案が得られた場合は、それが衆議院、参議院の順(参議院から協議会の開催を求めた場合は参議院、衆議院の順)で可決されれば、その成案の内容が国会の意思となるし、成案が得られなければ、閉会と同時に廃案となる。

5. 内閣総理大臣の指名、予算案、条約、法案以外で、国会の議決を要する案件について、後議院が先議院の議決に同意しないときは、先議院は協議会の開催を求めることができ、後議院はこれを拒否できない。

○臨時会

臨時に開かれる国会で臨時国会とも呼ばれる。会期の決定及び延長の手続きは特別会と同様である。また、特別会と同様に召集詔書の公布期日については決められていない(常会の召集詔書は少なくとも召集日の10日前に公布)。

臨時会が開かれるのは、

- ①内閣が必要とするとき(憲法53条前段)
- ②いずれかの議院の1/4以上の要求がある場合(憲法53条後段)
- ③衆議院議員の任期満了による総選挙又は参議院議員の通常選挙が行われ

た場合（国会法2条の3）

である。

①については、補正予算案を提出する場合や閉会中に生じた問題について対応する場合のほか、衆議院を解散するためにも召集される。②については、臨時会の召集を求める議員が連名で議長を経由して内閣に要求書を提出する（国会法3条）。この場合、内閣は臨時国会を召集する法的義務を負うが、議員が召集の期日を指定しても内閣はそれに拘束されない（召集期日を決めるのは、あくまで内閣である）。③の場合は、議員の任期が始まる日から30日以内に召集しなければならない。

○連合審査会：れんごうしんさかい

ある委員会と他の委員会とが一つの会議を持ち、法案の審査、国政調査等を行うこと。常任委員会と他の常任委員会が連合審査を行うこともあれば、常任委員会と特別委員会や、特別委員会と特別委員会が合同審査を行うこともあり、連合する委員会の数にも制限はない。

具体的には、ある委員会（親委員会）で審査している法案について、その法案に関連のある他の委員会からの連合審査会の申し入れを受け、これを親委員会が受諾した場合に開かれる。申し入れ及び受諾は、いずれも委員会での決議により行われる。

なお、連合審査会は、他の委員会の委員を審査に参加させ、質疑することが主な目的で、委員会審査の特別な状態の一つであるため、そこで討論、採決は行わない。討論、採決は、あくまで法案が付託されている委員会の固有の権限である。

○連絡室：れんらくしつ

→国会連絡室：こっかいはれんらくしつ